

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成24年11月22日(2012.11.22)

【公開番号】特開2010-64738(P2010-64738A)

【公開日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-012

【出願番号】特願2009-209093(P2009-209093)

【国際特許分類】

B 6 0 C 11/04 (2006.01)

B 6 0 C 11/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 11/04 E

B 6 0 C 11/00 B

B 6 0 C 11/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月3日(2012.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つ以上の周方向溝および1つ以上の接地トレッド部材を有するトレッドを有する空気入りタイヤであって、

前記トレッドが、半径方向外側面と、該半径方向外側面および前記周方向溝の半径方向に最も内側の面から測定された滑り止めトレッド深さと、未摩耗状態の前記トレッドの表面の半径方向内側および下方に配置された1つ以上の沈み込んだ溝と、を有し、

前記トレッドが、ベースコンパウンドから形成されたベース層と、第1のトレッドキャップコンパウンドから形成され、前記ベース層の半径方向外側に位置する外側層と、前記第1のトレッドキャップコンパウンドとは異なる第2のトレッドキャップコンパウンドから形成され、前記ベース層と前記外側層との間に設けられた内側層とで構成され、前記内側層の一部は、半径方向外側に向かって、少なくとも2つのピークを形成する前記トレッド部材内に延びる、空気入りタイヤ。

【請求項2】

前記1つ以上の沈み込んだ溝は、軸方向に対して傾斜しているとともに、前記トレッドが摩耗状態になると前記1つ以上の周方向溝と流体連通する、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項3】

前記半径方向内側コンパウンドは、半径方向上向きに前記接地トレッド部材内に延びている、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項4】

前記半径方向内側コンパウンドは、ムーニー可塑性が約58である、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項5】

前記半径方向内側コンパウンドは、前記半径方向外側コンパウンドよりも、低温リバウンドの値が小さい、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項6】

前記半径方向内側コンパウンドは、前記半径方向外側コンパウンドよりも、R P A G 1 % の値が大きい、請求項 1 に記載の空気入りタイヤ。

【請求項 7】

前記半径方向外側コンパウンドはトレッド摩耗向けに選択され、前記半径方向内側コンパウンドはウェットトラクション向けに選択される、請求項 1 に記載の空気入りタイヤ。

【請求項 8】

前記沈み込んだ溝は、前記滑り止めトレッド深さよりも深い深さである、請求項 1 に記載の空気入りタイヤ。

【請求項 9】

1 つ以上の溝および 1 つ以上の接地トレッド部材を有するトレッドを有する空気入りタイヤであって、

前記トレッドが、半径方向外側面と、該半径方向外側面および前記溝の半径方向に最も内側の面から測定された滑り止めトレッド深さと、未摩耗状態の前記トレッドの表面の半径方向内側および下方に配置された 1 つ以上の沈み込んだ溝と、1 つ以上の周方向溝と、を有し、前記 1 つ以上の沈み込んだ溝は、前記トレッドが摩耗状態になると前記 1 つ以上の周方向溝と流体連通する、空気入りタイヤ。

【請求項 10】

前記トレッドが、ベースから形成されたベース層と、第 1 のトレッドキャップコンパウンドから形成され、前記ベース層の半径方向外側に位置する外側層と、前記第 1 のトレッドキャップコンパウンドとは異なる第 2 のトレッドキャップコンパウンドから形成され、前記ベース層と前記外側層との間に設けられた内側層とで構成され、前記内側層と前記外側層との交差部は波形である、請求項 9 に記載の空気入りタイヤ。